

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月25日 10時25分ごろ
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼南南東方沖 外川港東防波堤灯台から真方位151°11.2海里（M）付近 （概位 北緯35°31.8′ 東経140°57.6′）
事故の概要	漁船第五十八太幸丸は、漂流中、また、漁船大平丸は、北北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五十八太幸丸、144トン CB1-60041（漁船登録番号）、角万水産有限会社 B 漁船 大平丸、4.8トン CB3-60562（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長A、四級（航海） 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷中央部外板に凹損、照明器具に破損 B 船首部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	A船は、船長Aほか12人が乗り組み、機関を停止して漂流中、船長Aが、乗組員と共に漁の準備をしていたところ、向かって来るB船に気付いたものの何もできず、その右舷中央部とB船とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、北北西進中、船長Bが、レーダーで2Mレンジ内に他船を認めなかったため、船首方に他船がないものと思い、操舵室の床に座って道具箱を整理していたところ、その船首部とA船とが衝突した。
分析	A船は、漂流中、船長Aが、漁の準備をしていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、北北西進中、船長Bが、船首方に他船がないものと思い、道具箱を整理して見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が漂流中、B船が北北西進中、船長A及び船長Bが

	共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 漂泊中であっても、間隔を空けずに周囲を確認するなど、常時適切な見張りを行うこと。・ 航行中は、他のことに没頭することなく、常時適切な見張りをを行うこと。